

令和3年度下半期 国土交通省航空管制官募集

<業務概要>

飛行場に離着陸する航空機に対し、無線電話を使用して必要な指示を与え、航空機相互間や航空機と障害物との安全間隔を設定し、航空交通の安全と秩序ある流れを確保します。

<募集要領>

1. 採用条件

以下の(1)～(4)の全てを満たすこと。

(1) 下記①、②及び③の資格を有していること。

- ① 航空交通管制業務に係る技能証明（飛行場管制）
- ② 航空管制等英語能力証明
- ③ 航空無線通信士

(2) 過去1年以内に飛行場管制業務に従事した実績があること。

(3) 令和3年4月2日現在で55歳以下であること。

(4) 以下の時期に実施の航空管制官選考採用試験のいずれにも応募していないこと。

- ① 航空局；平成21年5月及び平成28年1月
- ② 東京航空局及び大阪航空局（同時実施）；平成19年8月、平成20年2月、平成21年8月、平成22年2月、平成22年8月、平成23年2月、平成23年8月、平成24年2月、平成24年8月、平成26年7月、平成28年2月、平成28年7月、平成29年2月、平成29年7月、平成30年2月及び平成31年2月
- ③ 大阪航空局のみ実施；平成26年2月、平成27年7月、平成30年7月及び令和元年7月、令和3年2月、令和3年8月
- ④ 東京航空局のみ実施；平成26年4月

2. 採用時期及び採用数（予定）

時 期；令和4年2月1日以降当局の指定する日

採用予定数；若干名

3. 採用後の配属（予定）

東京航空局管内のいずれかの空港

4. 申し込み手続き

下記書類を10. の提出先あてに令和3年11月19日（金）必着にて送付願います。

- (1) 履歴書（市販のもの、写真貼付）
- (2) 視力、聴力検査をし、その結果を証明する検査証
（応募締め切りの6ヶ月以内のもの）

* 視力、聴力については、下記のいずれかに該当する者は不合格となります。

申し込みに当たっては、以下の基準（数値）に十分留意してください。

○矯正眼鏡等の使用の有無を問わず、視力が次のいずれかに該当する者

- ・ どちらか一眼でも0.7に満たない者
- ・ 両眼で1.0に満たない者
- ・ どちらか一眼でも、80センチメートルの視距離で、近距離視力表（30センチメートル視力用）の0.2の視標を判読できない者
- ・ どちらか一眼でも、30～50センチメートルの視距離で、近距離視力表（30センチメートル視力用）の0.5の視標を判読できない者

○色覚に異常のある者

○どちらか片耳でも、次のいずれかの失聴がある者

- ・ 3,000ヘルツで50デシベル超
- ・ 2,000ヘルツで35デシベル超
- ・ 1,000ヘルツで35デシベル超
- ・ 500ヘルツで35デシベル超

(3) 基礎試験合格証明書の写し

(4) 航空交通管制技能証明書の写し（表紙を含め記載のある全てのページ）

(5) 航空管制等英語能力証明書の写し

(6) 航空無線通信士免許の写し

* なお、(3)、(4)及び(5)について、写しがない場合は証明番号、発行日及び有効期限等確認が可能なものを提示して下さい。

5. 採用スケジュール

11月22日(月)～11月26日(金)

書類選考合格者へ面接試験及び専門試験日時の通知

12月7日(火)

面接及び専門試験

12月13日(月)

試験結果の通知(結果は電話にて連絡させていただきます。)

6. 選考方法

書類選考

面接試験（人物試験）

専門試験（口述試験 ※英語力試験を含む）

7. 給与等

一般職の職員の給与に関する法律に基づき支給します。

8. 勤務形態

交替制勤務 詳細の勤務時間帯は配属先によって異なります。
休日 公休：4週間で8日を基本とします。

9. 福利厚生等

保険等 共済組合
宿舍 単身用及び世帯用あり
定年 60歳（令和5年度以降段階的引き上げ予定）
退職金 あり（最低6月勤務）

10. 書類提出先及び問い合わせ先

国土交通省東京航空局保安部管制課

住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎

※封筒に「航空管制官選考採用試験応募」と朱記して下さい。

電話：03-5275-9297（直通） 担当；成宮（なるみや）

11. この試験を受けられない者

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）